

休学中の学生等を対象とした第二種奨学金の継続貸与について（採用後の支援）

第二種奨学金の貸与を受けている者（今年度採用者を含む）で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、2022 年度中に休学しボランティアに参加する等の活動を行う者で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者については、休学中も貸与を最大 1 年継続できます。

この制度に申請を希望する場合は、下記のとおり申請してください。

1. 対象学生

大学生および大学院生

2. 申請要件

次の（１）～（３）の全てを満たす者が申請できます。

（１）2022 年度に第二種奨学金を受けている者

（２）新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、2022 年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者

※申請時に復学している者は対象外です。

※2021 年度から休学し、2022 年度も継続して当該活動を行っている者も対象となりますが、2022 年度に新たに申請する者については、継続貸与の開始は 2022 年 4 月以降となります。

（３）（２）の休学期間の活動が有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

※「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」等の活動内容であることが認められる場合は対象となります。

3. 提出書類

「休学时奨学金継続願」

4. 貸与期間

活動を開始した月から最大 1 年

※活動開始年月が 2022 年 10 月～3 月の者

5. 提出にかかる留意点

（１）活動内容を選択の上、活動内容詳細欄に次の 2 点について詳しく記載してください。

・「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に休学し活動（具体的に記載）を行うこと」

・「奨学金の継続が必要であること」

- (2) 断続的に活動を繰り返している場合に生じる活動停止期間についても、有意義な活動期間の一部として在学学校長が認める場合は、貸与を受けることができます。
- (3) 復学後に卒業延期となる場合は「第二種奨学金貸与期間延長願」を提出することができます（学業成績不振による卒業延期を除く）。
- (4) 活動期間終了後も引き続き休学する場合は、「休学时奨学金継続願」に記載の活動期間及び休学期間に基づき、活動終了年月の翌月から奨学金は休止します。
- (5) 当該休学期間における継続貸与期間は、最大 1 年間です。活動期間開始年月から 1 年を超えて休学する場合は、奨学金は休止します。
- (6) 申請は随時受け付けます。事由が発生した段階で速やかに学生課に申し出てください。